



冷凍（空調）設備で高圧ガスを製造する皆さまへ

法の基準を守り、事故・災害のないよう製造（運転）してください

⚠ オフシーズンなど長期停止中の注意
 シーズン前点検で冷媒の全量漏えいが見つかる例が
 発生しています。停止中も定期的な点検が必要です。
 漏えい点検（圧力計の確認など）
 腐食のないよう外観点検，早期交換

点検

日常点検を行ってください
 製造（運転）するときは、1 日に 1 回
 以上施設の異常の有無を点検し、記録
 を残してください。

定期点検を行ってください
 施設が冷凍則第 11 条の基準に適合す
 るように維持する義務があります。
 冷媒漏えいの有無，安全装置の作動，
 ガス漏れ検知器などについて、定期的
 に点検し、記録を残してください。
 次の設備は法に基づく
 定期自主検査も必要です。

- ・ 認定指定設備
- ・ 不活性以外のフルオロカーボン
で冷凍能力 20t 以上
- ・ アンモニア非ユニット型で
冷凍能力 20t 以上

修理・補修

補修・修理時の注意
 あらかじめ作業計画と作業責任者を定
 めてください。
 作業計画に従って、作業責任者の監督の
 下で修理を行ってください。
 危険を防止する措置を講じて、事故の無
 いようにしてください。
 修理等が終了しても、設備が正常に作動
 することが確認できるまで製造（運転）
 しないでください。

保安教育

**災害・事故を防止するため
保安教育を実施してください**
 保安教育を実施したら結果を
 記録し、保存してください。
 保安教育の具体的な内容としては
 次のものがあります。

- ・ 冷媒ガスの特性について
- ・ 製造施設の取り扱いについて
- ・ 異常時の対応について
危険時，事故に備えた訓練をしましょう
- ・ 高圧ガス保安法について
- ・ 事事故例について

⚠ アンモニア冷凍機について

アンモニアの特性

- ・ 可燃性・毒性のガスであり，銅，亜鉛，
アルミニウム等に対し腐食性があります。

ガス検知器，保護具，除害装置等の管理

- ・ ガス漏えい検知器は，1 月に 1 回以上の回路検査，
1 年に 1 回以上検知及び発報の検査が必要です。
- ・ 保護具は定期的に点検し，点検・補充の記録を残
してください。また，3 ヶ月に 1 回以上装着訓練
を実施してください。

アンモニアの特性を理解し，保安教育，事故対
 応訓練を定期的に行ってください。

製造（運転）

高圧ガスの製造
 （運転）は技術上の基準に従って
 行ってください
 技術上の基準は、冷凍則第 14 条です。
 具体的には高圧ガス保安法関係例示
 基準を参照してください。

危険時の対応

製造施設が危険な状態になったら
 直ちに応急措置を行うとともに、製造の作業を中止し、冷媒設備内のガスを安全な場所に
 移すか大気中に安全に放出してください。
 応急措置等作業に特に必要な従業員のほかは退避させてください。
 応急措置を講ずることができない場合は、従業員や付近の住民を退避させてください。
 危険な状態を発見したら、速やかに別紙様式の内容を通報してください。
 あらかじめ、緊急時通報先一覧を作成しておいてください。

事故

事故・災害が発生したら
速やかに別紙様式の内容を通報
してください。
第 1 報は、分かっている範囲で
できるだけ早く通報ください。
事故には、爆発、漏えい、火災
のほか、ガス及び容器の喪失や
盗難設備の破損等が含まれます。

【通報先】

平日 (8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5)
茨城県県南県民センター
電話 029-822-7067 Fax 029-822-9040
土日祝祭日、平日 (早朝・夜間)
茨城県 生活環境部防災・危機管理局 宿日直担当
電話 029-301-2885 Fax 029-301-2898

事故発生状況報告書による通報後、改
めて事故届の提出が必要になります。

届出

次の場合には届出が必要です

- 事故が発生したとき 事故届
- 高圧ガスの製造の事業を承継したとき 承継届
- 高圧ガスの製造を廃止したとき 廃止届
- 冷凍保安責任者を選解任したとき 選解任届
- 代表者等が変更したとき 代表者等変更届
- ・代表者等とは...法人名称、本社所在地、法人代表者、
事業所名称、届出代理人の変更
- 製造施設等を変更するとき

冷凍保安責任者の 選任が必要な設備

- ・不活性以外のフルオロ
カーボンで冷凍能力
20t 以上
- ・アンモニア非ユニット
型で冷凍能力 20t 以上

高圧ガス製造施設等変更届

認定指定設備の工事

同一の部品への交換以外
の変更工事を行うと、認
定証は無効になります。
認定指定設備を移設した
場合、指定設備認定機関
の調査を受け、認定指定
設備基準適合書の交付を
受けないと、認定証は無
効になります。

⚠ 認定証が無効になら
ない工事等を行った場合
は、認定証に工事等の
内容、施工年月日を記
載してください。

製造のための施設の位置、構造の変更工事、又は冷媒
ガスの種類の変更、製造の方法を変更する場合は、あ
らかじめ届出が必要です

冷凍則第 19 条に掲げる軽微な変更の工事を行う場合な
ど、届出が不要な変更もあります。詳しくは【問いわ
せ先】の担当者までご相談ください。

既存施設とライン（冷水）を共通にして、新たに
施設を増設する場合、ライン合算の有無に注意

- ・増設する冷凍機が 1 種冷凍の場合、合算して 1 種
冷凍として許可を受け、2 種冷凍としては廃止。
- ・増設する冷凍機が 2 種冷凍の場合、合算した冷凍
能力が 50 トン（その他のガスの場合は 20 トン）
を超える場合は増設する冷凍機の製造届。50 トン
未満の場合はライン合算し、1 つの冷凍設備と
して既存施設の変更届。

その他のガスとは？

アンモニア、フルオロカー
ボン以外のガス



【問いわせ先】

茨城県県南県民センター 環境・保安課 高圧ガス保安法担当

〒300-0051 茨城県土浦市真鍋 5-17-26 (土浦合同庁舎内)
電話 029-822-7067 Fax 029-822-9040

(別紙様式)

事故発生報告書 (第 報)

[年 月 日 () : 現在]

発信者	所属		氏名																					
件名				整理番号																				
事故の種類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ()																							
発生日時	平成 年 月 日 () 時 分																							
発生場所	(名称) (所在地) (連絡先)担当: 電話:																							
発生施設	(施設名) (法適用) ・ 高压ガス法 ・ LP法 ・ 石炭法 ・ 火取法 ()																							
事故の状況	・ 進行中 (拡大 ・ 縮小) ・ 終息 ・ ()																							
被害の状況	・ 人的被害 (あり ・ なし) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> ・ 物的被害				区分	従業員	協力会社	住民	計	死者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区分	従業員	協力会社	住民	計																				
死者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
事故の概要																								
事故の原因																								
応急措置の内容 (事業所)																								
県の応急措置																								
法令違反の有無	なし ・ あり () ・ 調査中																							
今後の対応等																								
備考																								
受信者 (産業保安室)		受信時間	月 日 時 分																					

印の項は、記載しないで下さい。